

にしん職域サポートフリーローン

令和6年12月1日現在

商品名	にしん職域サポートフリーローン
1. ご利用いただける方	<p>【来店型・WEB完結型共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・当金庫と「職域サポート契約」をご契約いただいた事業所に勤務される経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員の方も対象）の方 ・申込時の年齢が満20歳以上の方で、最終返済時年齢が満75歳以下の方 ・安定継続した収入のある方 ・（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 <p>【WEB完結型のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫に普通預金口座を保有され、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了されている方 <p>※ 普通預金口座をお持ちでない方は、WEB完結型はご利用いただけません。</p>
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・自由（事業性資金、おまとめ資金もご利用いただけます。）※投機的資金は対象外
3. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上500万円以内（1万円単位） <p>※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が700万円を超える場合、出資をしていただき会員となっておいただく必要があります。</p>
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以内（3か月以上1か月単位） ・元金返済据置（利払いのみ）期間は6か月以内とします。
5. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 年4.0%、6.5%、8.0%、10.5%、13.0%（保証料を含みます。）のいずれかを適用させていただきます。 ・ご融資利率は、審査により決定いたします。 ・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等分割返済とします。 ・申込金額の50%以内の元金について6か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
9. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金 保証料はご融資利率に含まれています。
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※ 運転免許証または個人番号カードのいずれもお持ちでない方は「にしんWEB完結型」はご利用いただけません。 ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ※ WEB完結型をご利用の方は運転免許証またはパスポートのいずれか ・健康保険証等の勤務先確認資料が必要な場合があります。 ・年収確認書類（所得証明書、源泉徴収票等） ※ ご融資金額が300万円以下の場合は、年収確認書類は不要です。 ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3,300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内とします。 ・ 証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・ 保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫